

4 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための税制上の支援等

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、地域振興や観光振興の観点から全国的に重要な課題となっています。

*本市の京町家については毎年約1.7%減失。21年度47,735軒⇒28年度40,164軒
本市では、平成12年に京町家再生プランを策定して以降、改修助成、相談体制の構築、保全・継承の担い手の育成のほか、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定しています。これらに加え、平成29年11月に取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定し、京町家の所有者の負担軽減のための支援策や事業者・市民団体等と連携した保全・継承を推進しております。

京町家をはじめとする歴史的建築物の減失の歯止めを実効あるものとするためには、これらに加え、国の制度改善が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 空き家の発生を抑制するための特例措置（譲渡所得の特別控除）の見直し
～地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の場合には、除却せず譲渡したときに限り適用～
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る、相続税の軽減措置の拡充等
- (3) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

（文化庁、国土交通省）

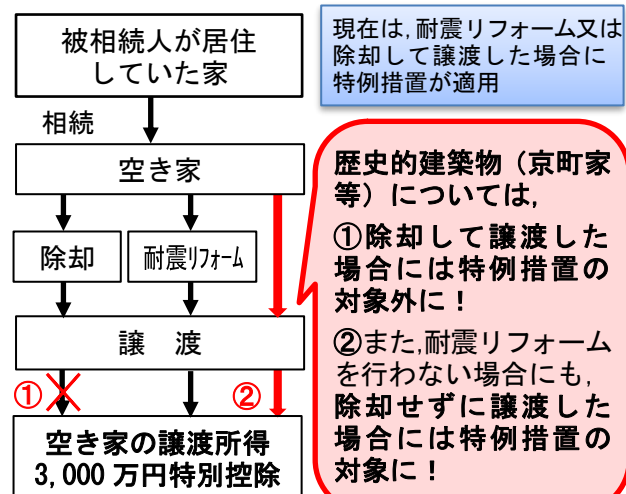
現状・課題

- 本市では、京都の貴重な財産、日本・世界の宝である京町家の保全・継承を推進するための施策に取り組んできたが、今もなお、毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失が進行。歴史的建築物の保全継承は、地域振興や観光振興の観点から全国的に重要な課題。
- 滅失の要因の一つに相続税納税のための資産売却が挙げられるほか、空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）により、未来に残すべき歴史的建築物についても除却が促進されている。また、現在の建築基準法の制度の一部は、京町家の円滑な増改築等を進めるうえで制約になっている。
- 本市では、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定や京町家の取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定。さらに所有者の維持修繕等の経済的負担に対する新たな助成制度も創設。

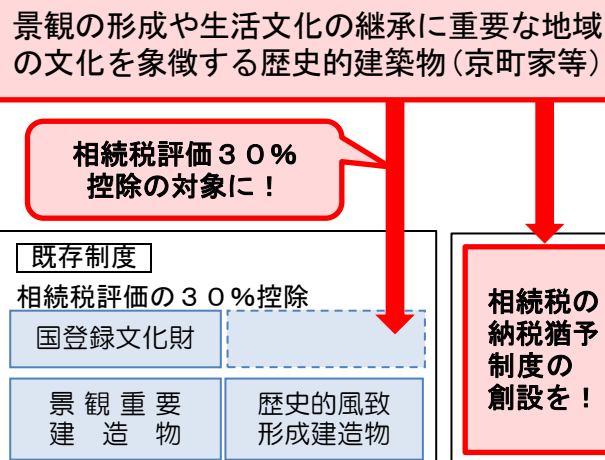
要望

京町家等の歴史的建築物の滅失に歯止めをかけ、保全・継承していくための、**税制上の支援や建築基準法の制度充実が必要！**

(1) 空き家の譲渡所得特例措置の適用条件変更



(2) 相続税の軽減措置、納税猶予



(3) 建築基準法の制度充実

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等を円滑に進め、保全及び継承を推進するために以下の内容を求める。

- ☆ 水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆ 開口部や土壁等について、実験等により防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆ 伝統的構法に適した構造設計法の制度充実

効果

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、文化芸術基本法に基づく「生活文化の振興」及び観光立国推進基本法に基づく「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に寄与！

